

# 一宮市指定給水装置工事事業者の指定取消し等の処分に係る手続きに関する要綱

## (目的)

**第1条** この要綱は、一宮市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）に対し、一宮市指定給水装置工事事業者規程（平成10年一宮市水道部管理規程第3号。以下「規程」という。）第8条の規定による指定の取消し（以下「指定の取消し」という。）及び第9条の規定による指定の効力の停止（以下「指定の停止」という。）について、規程第21条に基づき必要な事項を定めるものとする。

## (違反行為の区分及び違反点数)

**第2条** 一宮市水道事業等管理者（以下「管理者」という。）は、指定工事業者が別表第1に定める違反行為（以下「違反行為」という。）を行った場合は、同表に定める基準により指定工事業者の違反行為の区分に応じて、違反点数を付する。ただし、違反行為が不可抗力その他特別の事情による場合は、この限りでない。

- 2 管理者は、前項の規定により違反点数を付する場合は、当該指定工事業者に対し、警告書（様式第1号）により警告を行うものとする。
- 3 前項に規定する警告書により違反点数を付された指定工事業者は、当該違反行為の認定に瑕疵があるとする場合は、7日以内に管理者に対して当該瑕疵を証する資料を提出し、再調査を書面により申し立てることができる。

## (審査委員会の設置)

**第3条** 管理者は、指定の取消し及び指定の停止をする場合は、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として、一宮市指定給水装置工事事業者等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

## (処分の基準及び処分)

**第4条** 違反行為に対する処理の内容は、別表第2に定めるものとする。

- 2 管理者は、審査委員会の審査の結果を参酌して指定の取消し又は指定の停止（以下「処分」という。）を決定したときは、一宮市行政手続条例（平成8年一宮市条例第25号）に基づく手続を経たうえで、当該指定工事業者に対し、一宮市指定給水装置工事事業者指定取消通知書（様式第2号）又は一宮市指定給水装置工事事業者指定停止通知書（様式第3号）により通知する。

## (違反点数の消滅)

**第5条** 違反点数は、当該違反点数を付した日から1年を経過した日をもって消滅する。

- 2 累積した違反点数は、1年を経過しない期間中であっても、当該指定工事業者が指定の停止を受け、当該指定の停止の期間が満了した時に消滅する。

(処分後の工事施工)

**第6条** 指定工事業者が違反行為に係る処分を受けた場合にあつて、既に給水装置工事申込書の計画について管理者の確認を受け、着工している工事があるときは、当該工事に限りこれを施工することができる。

(その他)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

**付 則**

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、令和元年9月14日から施行する。

別表第1（第2条関係）

根拠条項	該当事項	違反点数
規程第8条	1 不正な手段により給水条例第7条第1項に規定する指定を受けたとき。	21
規程第9条	2 規程第4条各号に適合しなくなったとき。	—
	(1) 事業所ごとに法第25条の4第1項の規定により、主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。	21
	(2) 規程第4条第1項第2号に掲げる機械・器具を有する者であること。	21
	(3) 規程第4条第1項第3号に規定するいずれの場合にも該当しない者であること。	21
	3 規程第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。	—
	(1) 指定工事業者は、規程第7条第1項に掲げる事項のいずれかに変更のあったときは、その日から30日以内に、その旨を管理者に届け出なければならない。	1
	(2) 指定工事業者は、給水装置工事の事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から10日以内に、その旨を管理者に届け出なければならない。	1
	4 規程第12条各項の規定に違反したとき。	—
	(1) 指定工事業者は、指定を受けた日から14日以内に事業所ごとに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。	1
	(2) 指定工事業者は、主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。	1
(3) 指定工事業者は、主任技術者を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。	1	
(4) 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一つの事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならないが、その職務を行うに当たって特に支障がないと管理者が認めるときは、この限りでない。	4	
5	規程第13条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。	—
	(1) 給水装置工事ごとに法第25条の4第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該給水装置工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。	2

(2) 給水装置工事を施行する場合においては、作業を適切に行うことができるよう、規程第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる技能者に監督させ、又は従事させるよう努めること。	2
(3) 給水装置工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該給水装置工事を施行すること。	4
(4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。	2
(5) 次に掲げる行為を行わないこと。	—
ア 政令第 5 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。	4
イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械・器具を使用すること。	2
(6) 施行した給水装置工事ごとに、第 1 号の規定により指名した主任技術者に規程第 13 条第 1 項第 6 号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から 3 年間保存すること。	2
6 規程第 16 条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。	—
管理者は、給水装置の検査を行うに際し、当該給水装置工事に関し規程第 13 条第 1 号の規定により指名された主任技術者又は当該給水装置工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。	2
7 規程第 17 条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	—
管理者は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。	2
8 指定工事業者の施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。	4

別表第 2 (第 4 条関係)

処分基準点	処 理 内 容
1 点以上 9 点未満	文書による警告
9 点以上 12 点未満	1 ヶ月の指定の効力の停止
12 点以上 15 点未満	2 ヶ月の指定の効力の停止
15 点以上 18 点未満	3 ヶ月の指定の効力の停止
18 点以上 21 点未満	6 ヶ月の指定の効力の停止
21 点以上	指定の取消し